

トータルコンサルティングオフィス

# 税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102  
〒310-0015 梅善ビル 2・3階  
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793  
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp  
http://hiramoto-office.com/

## 税理士の独り言

「10年後には仕事を変えます」と語ったのは、自動車整備・販売業を始めて25年を過ぎた関与先の社長です。愛車ボルボはいつもここで探してもらっています。

新しい年を迎える度、幼い頃なりたかった夢が大きくなってきます。挑戦せずには後悔するよりも、挑戦して失敗したとしても納得できる人生を歩みたい。久しぶりに胸を熱くしてくれた社長にエールを送りました。言葉には魂が宿ります。

「漁師になります」。大間の本マグロを追いかけ、漁船の上で一本釣りしている姿が目に見えます。

## 私の書棚より

○コンスタントにレベルの高い問題解決をしている人の共通点が見えてきます。その一つが言語化、つまり文字にして学びを定着させることです。

○成功しているがゆえに、それが止まってしまうことを恐れ、ネガティブな情報注目が行かなくなるといった傾向が生じます。これらが結びついて起こるのが「成功の復讐」です。

「MBA 問題解決 100 の基本」  
嶋田毅著 東洋経済新報社

## 税務アンテナ

□個人事業者が減価償却を計上しなかったり、定率法を選択したのに定額法で減価償却の計算をした場合には、法人とは異なり減価償却費の不足額を翌期以降に処理することにより購入金額の全額を経費とすることはできません。

このため、昨年度に減価償却費を必要経費に算入していなくても、算入していたものとみなした未償却残高により、本年度の減価償却費を計算しなくてはなりません。

ただし、法定申告期限から5年以内に限り、更正の請求により、減価償却費の計上不足により過大となった納税額の還付を受けることができます。

□役員報酬や役員賞与は、法人の利益を調整することができるため、損金算入に制限がかけられています。

期首から3ヶ月以内の改定で、その事業年度の各支給期間における支給額が同額である定期同額給与であれば、役員報酬が損金算入することができます。

又、税務署に「事前確定届出給与に関する届出書」を提出することにより、役員賞与を損金算入することができます。

このため、定期同額給与を低く設定して、社会保険料を抑える手法も見受けられますが、役員退職金の基準となる最終役員報酬月額も低くなるため、注意を要します。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

## 2月の税務スケジュール

10日	○1月分の源泉所得税の納付
29日	○12月決算法人の確定申告 ○1年6月決算法人の中間申告(予定申告) ○31年3月、1年6月、9月決算法人の消費税中間申告(休日につき3月2日)

29日	○2月決算法人の消費税各種選択届出書提出(休日につき28日)
-----	--------------------------------

今月の贈る言葉『人は順調なときに、真理から遠ざかる』by 高原慶一郎